建設水道常任委員会記録

平成 30 年4月 10 日(火)午後1時 29 分~午後2時 45 分(9階 908 会議室)

〇出席委員(7名)

副委員長 梅津 一匡

委員 川又 康彦 委員 鈴木 正実

委員 白川 敏明 委員 村山 国子

委員 須貝昌弘 委員 粟野啓二

〇欠席委員(1名)

委員長 大平 洋人

〇案 件

所管事務調査「空き家対策に関する調査」

- 1 調査のまとめについて②
- 2 その他

午後1時29分 開 議

(梅津一匡副委員長) それでは、ただいまから建設水道常任委員会を開会いたします。

4月となりましたので、委員会記録の公開対象となる旨、皆様いま一度ご確認をいただきたいと思います。

それでは、ただいまから建設水道常任委員会を開会いたします。

本日、大平委員長より1日間の欠席の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

それでは、前回の委員会におきまして、これまでの調査全体に係る意見開陳を実施しまして、調査のまとめに向けた整理の方向性について、委員よりご意見をいただきました。本日は、それら意見開陳を踏まえまして、前回お示しした資料を正副委員長手元で再度整理いたしましたので、その内容をもとに、提言の方向性などを協議いたしたいと思います。

なお、資料についてはお手元に配付しておりますので、ご確認をください。資料につきましては、 資料1と資料2となってございます。資料1に関しましては、対策1、対策2、対策3と、それぞれ 分けさせていただきました。なお、全てのことに関しまして、この広報の充実というところは全てが かかわる部分でありますので、真ん中のところに広報の充実というものを持ってこさせていただきま した。

なお、鈴木委員から、発生の抑制とか、流通、活用の促進であるとか、対策のところに包括協定を 結んだそれぞれの役割というところを落とし込めばいいのではないかというご意見いただきましたの で、そういったことで落とし込みもさせていただきましたが、若干ちょっとほかの部分とかぶる部分 はあるのかなと、とりあえずはこの形で落とし込みはいたしましたが、この点についても皆さんから 後ほどご意見を頂戴いたしたいと思っております。

それと、この対策3と4、一緒にしたらいいのではないのかなんていうようなご意見あったのですが、前は対策4というのが右側のところに独立した形でありましたが、3と4、関連性もございますし、そのような形で1つの大きな枠の中では入れさせていただいたところでございます。そういった状況ですかね。それで、このような形で対策に関しては落とし込みと、あとそれぞれの項目というものを入れさせていただいたところですが、その対策と、やはりその対策に対する手法というものも当然必要となってきます。

資料2でございますが、資料2のほうには手法1でエリアごとの施策、手法2で民間との連携、手法3でニーズに応じた助成制度という、このような3つの項目を起こさせていただいたところです。これは前回と同様のものでございますが、先ほど申し上げました資料1の対策と、この手法というものは、現在まだばらばらな状態となっております。この対策と手法を関連づけていくというところも今回の協議の中に入れていきたいなと思っているところです。その点についてはちょっとまだ整理が正副委員長の手元ではできておりませんでしたので、例えば具体的な例を申し上げますと、対策①のところでいいますと、どれがいいかな、具体的なところでいうと。空き家化の予防のためには何を行うのが効果的かというような内容で、手法のほうを見てみますと、例えば手法3のところですか、チラシやパンフレットよりも助成制度をやったほうがいいのではないかとか、そういうような形で、具体的にちょっと皆さんと協議を深めていきたいと思っているところでございます。

そこで、前回も確認をさせていただきましたが、関係機関との連携協定締結を踏まえまして、これから市が関係機関と一体となって取り組むであろう項目についてお分けをさせていただいたところ、それについての協議がまず1点。そしてまた、前回の委員会の中で資料1の対策3のところの適切に管理されていない空き家等の解消と対策4の特定空家については一まとめにしてしまったというようなことについての協議がまず1点……ではないのか。済みません。訂正です。対策3と対策4についてまとめてもよいのではないかというご意見をいただいたところですが、④については空家等対策の推進に係る特別措置法に基づいて策定した福島市空家等対策計画を推進するために作成した福島市特定空家等に関するガイドラインによる措置ということで、ある程度、ごらんいただいて、あれですけれども、3と4は一応切り離した形で記載をさせていただいております。枠の中では一緒でございますが、それぞれ対策は別でございますので、切り離した形でやらせていただいております。そして、先ほども申し上げましたが、広報の充実というのを真ん中のところに据えたというところ、この3点

について、まずそれぞれ協議をしていきたいと思いますが、本日はこれらの1、2の資料をもとに、皆さんから追加でご意見をいただきながら、課題の解決に向けた手法や考え方、またその手法や考え方をもとに課題を解決することによりましてどのような効果が得られるかについて、整理を行っていきたいと思います。大変回りくどい説明となってしまいましたが、協議を進めていきたいと思いますので、皆様よろしくお願いいたします。わかりづらかった。自分でもわかりづらいなと思いました。申しわけないです。

どうでしょうか。まず、最初に考えていきたいところは、連携協定の中での役割をそれぞれ落とし込みをさせていただいたところですけれども、これ、ここではないのかななんていう意見あったりすれば、どんどん出していただければと思うのですけれども、全体を見ながらですけれども。どうでしょうか。

(粟野啓二委員)連携協定の部分で、少し僕らもまだわからない部分が多いような気がするのです。 ということは、あれだけの11団体が入っている中で、では具体的にこの団体は何やるのかなというの がまずわからない。だから、こういう形で入れることは、もうこれいいと思うのですけれども、それ をわからないと効果がわからないのではないか、手法もわからなくなってくるのではないかなという ふうに思うのですけれども、私は。だから、その辺を、ここまで入れてしまうと、そこまで僕らも理 解してやらないとだめなので、そこらの勉強の仕方を何か先にやらないと、ざっくりあの組織だけと いうのになってくると、俺ちょっと先にまとめたときに心配だなと思うのですけれども。

(梅津一匡副委員長) 粟野委員おっしゃること、確かにもっともなのです。もっともなのですけれども、正副委員長手元のほうでも当局のほうに、それぞれの役割みたいなところというのを、要はどういう協定を結んだのかという具体的なところ、この団体はこれをやるのだとかというところ、そういうところはお示しいただけなかったもので、なのでこの連携協定についてちゃんと進めなさいという提言を1つ起こしてもいいのかなと思うところなのです。その協定の枠組みの中でしっかりとそれぞれの役割を考えてやりなさいよというような形で落とし込むしかないのかなと考えるところでした。残念ながら明確な……

(粟野啓二委員) 出てこないのだな。

(梅津一匡副委員長) あれがいただけないもので。

あると思うのです。協定結んでいるわけだから。

(粟野啓二委員) 協定結んだからな。

だからサインしたのだろうけれども。

(梅津一匡副委員長) そこは、事前の正副打ち合わせの中でも、ちょっと危惧しているところではあったのです。

(村山国子委員) この連携の構築の中の取り組み事項を見ると、全てが網羅されているのです。啓発 とか相談、そして活用の促進とか、全てが網羅されているというところで、ちょっと微妙かなと、こ っちで提言しているけれども、全てこれでもう書かれているという。だから、やっぱりどういうつも りで連携協定したのかなというのは、どういう役割をどこに担ってもらうのかなというのはちょっと 聞いてもいいのかなとは思います。

(粟野啓二委員)一番不安だよな、それ。

(村山国子委員)でも、一応何かの思惑があってこれだけ出してきたのですよね。

(梅津一匡副委員長)前回も皆さんにご説明させていただいたところなのですけれども、いかんせん その協定を結んだというところは皆さんもご承知のとおりで、その後の協議体が1回開かれただけで、 合同のセミナーをやったりしてはどうかというような方向性に向けては、向けてなのかどうなのかは あれですけれども、それぞれの団体で現在取り組んでいることを話し合ったというようなことは聞い てはおります。

(**粟野啓二委員**) もう一つは、一般の市民がどこに相談しに行ったらいいか、この協議体ではわからないというわけ。

市役所でいいの、それともこういう形のもののどこかのパートがあって、そこなのというと、東邦銀行さん、固有名詞って余りよくないけれども、そこに行けばあると言われるのだそうです。それは何でそこなのだという話なのです。市役所の担当に聞くと、わからないと。そのまんまではあの協議体自体が機能するのかなというのを逆に。一般の市民がそういう不安を持つということは、これは1つ大きな、逆に言うと、問題点ではないかなというふうに思っているのですけれども。

(梅津一匡副委員長) 東邦銀行さんの役割が余りにもはっきりし過ぎているのです。

(粟野啓二委員) そういうことだ。あそこしかないのだ。わからないのだ。

(梅津一匡副委員長) はっきり言えばそこなのです。

(粟野啓二委員) あと10社はわからないのだ。

(梅津一匡副委員長) はっきり言えば現在のところはそういうようなあれなのです。ただ、これもまた正副の打ち合わせの中でちょっと話し合ったところなのですけれども、絶対うまみがなければ協議体には入らないでしょうというところが1つすごくひっかかるのですけれども、ただ何を聞いてもはっきりとした明確な答えが出てこないという、もごもごという感じがありまして。

(村山国子委員)例えば高崎市だと、制度の詳しい内容、このいろんな助成制度の詳しい内容の申し込みは市役所か行政書士会の高崎支部と明確に書いてあるのね。そうすると、そこに行けば窓口だよというのがはっきりとわかって、そこからいろんな手だてができるというのがイメージできますよね。でも、これだけあると、どこに行ってもたらい回しではないのみたいになる可能性ってあるのかなと。だから。

(梅津一匡副委員長) そうですね。その点で、今ちょっと話を伺っていて1つ思ったのが、窓口にしても役割にしてもそうなのですけれども、明確にやっぱり市民の皆さんに対してのお示しの仕方、資料1の真ん中の部分の広報の充実というところにかかわってくるのかななんても思うのですけれども、

どこに行けばいいのか、それがやっぱり皆さん知りたい情報だと思うのです。それが一番スタートだ と思うのですけれども、これからは。

(村山国子委員)やっぱり市に行って、たらい回しにされたら困るから、やっぱり市が第一義的には どう振り分けるのかというので窓口になってほしいというのが一番ありますけれども。

(梅津一匡副委員長)市のほうでも当然役割として何をやるのかというところでは、そういう、行司 役ではないですけれども、しっかりとさばけるような体制というのも必要ですよね。というのも1つ 提言に入れてもいいのかななんて。ただ、それはちょっとまたあれだけれども。

(鈴木正実委員) 今の話の中で、しっかりした窓口ということではありませんけれども、やっぱり今回の空き家対策に関して主導権をとらなくてはならないところはどこだというふうに考えていくと、当然これは福島市が、今副委員長おっしゃったように行司役、振り分け役にならない限りはうまくいかない。そのほかは、やっぱり営利が入ったりすれば、当然自分のところでうまみが多ければ、では俺のところでやるから、どうだいという話になりかねない。

逆に、相談の窓口としては、そういうところではなく、もう純粋に相談窓口という言い方で、福島市の空き家対策係のほうにきちっとした窓口をつくり、なおかつそこで仕分けができるようにしていくこと、その仕分けした先に行って今度は具体的な相談事になるというような、まず入り口は市役所ということが当面は必要なのではないかなと思うのです。ある程度軌道に乗って、協議体ができるのであれば、今度は協議体そのものが受け入れ窓口になっていくという、何かそういうイメージがあると思うのですが。

(梅津一匡副委員長)発展させていって、逆に今回のケースの場合は包括協定が先にもう出てしまった部分もあるのですけれども、だんだん発展させていくべきだというようなご意見と捉えていいですか。

(鈴木正実委員) やっぱり広がっていかない限りはなかなか対応し切れない部分出てくる。やっぱり 一義的な窓口としては福島市という、市役所の窓口をきっちり整備することが先決ではないかなとい う感じがします。

(白川敏明委員) それを情報をどうやって集約していくかというのが一番の問題だと思います。

(村山国子委員) やっぱり相談する人って、本人も何を相談していいかがわからないというのも市民ではあると思うのです。だから、窓口が、その相談に来た人のどこが必要なのだというのを判断しながらやっていくというのがやっぱり重要だと思うのね。本人にとってもどうすればいいのだかというのは全くわからない状態での相談だと思うのです。だから、本当にそこを相談に乗るほうが理解して、きちんと、こことこことこういうのが必要なのだよとやってくれるような、そういう体制が必要ですよね。

(梅津一匡副委員長) 今こうやって窓口の関係について話、協議をしているところですけれども、入れ込むとしたら、ちょっと具体的な話になりますけれども、対策1になるのか、2になるのか、はた

また3になるのか、どうなのかななんてちょっと今……

(粟野啓二委員)でも、これ対策1は抑制だから。

(梅津一匡副委員長) 抑制にはならないか。

(**粟野啓二委員**) だから、ちょっとこの分け方になってくると、入り口のところというのはまた…… (梅津一匡副委員長) そこにははまりづらいですかね。

(**粟野啓二委員**)後でその発言しなければならないと思ったのね。今その入り口をどこに設けるかということをやらないと、この広報の充実でも何でも、対策1に、3、4は別にしても、それにしても

(梅津一匡副委員長) 成り立たないわけですよね。

(**粟野啓二委員**)何か活用できないし、今白川委員言ったように、ではどうやって情報共有するのだという部分が大きい、ネックになってくるのかなと。

(梅津一匡副委員長) ちょっと整理させていただくと、この対策1、2、3に行く前の入り口の段階で一言、不明確な部分があるので、窓口をある程度明確にすることと、あと市としての役割というのが頭に来るくらいのほうがいいのかななんて。

ちょっと、ただ文言の関係でどうなるかはあれですけれども、まだ今のところはっきりとは言えませんけれども。

(粟野啓二委員) そういう部分も含めて、この対策の中には明記されていないのだよね、この空家対策計画の中には。だから、この間当局のほうから説明聞いたのだけれども、あれは一方的で、僕らも少しそういう意識を持たないままに聞いていたせいもあるのだけれども、この辺は下手するともう一回確認とらなければならないのではないかなという気はするの。そういうのというのはどう考えているのという部分を。提言して、もういいや、そこで終わってしまうと意味がないから、可能性がある提言しないと、ただ文字面で終わってしまうのだよね。というふうに私は思うのだけれども。だから、今の体制でどこまでいいかというのも心配なのです。これは。今の体制では。視察で行った、先ほども、ちょっと条件は違ったかもしれないけれども、いろんな部署がかみ合っていてやらなければだめだというのがあったと思うのだけれども、ここも同じだと思うのです。ここの1つの対策の部署だけで本当に進むのかという問題も。だから、特に入り口を市でやらなければならないという気持ちはみんな持っていると思うのだけれども、だったらその部署をちゃんとしないとというものがちょっとひっかかってくるのかなというふうに思うのですけれども。だから、もう一回下手すると聞かなければならないかも、もう一回来てもらわなければならないかもしれないなと俺は思っているのだけれども。

(梅津一匡副委員長) 聞いても出ない。

(粟野啓二委員) 正副委員長でそれに関しては。

(村山国子委員) これの表紙見ると、きちんとは書いてあるのです、それが。空き家に関する相談、 そして助言、紹介というふうに、それが市がやるというふうに役割的にはなっているのね。ただ、現 実的に本当にそうなるのかという不安があるというか。

(梅津一匡副委員長) 現行の体制の中では限りなく厳しい。

(**粟野啓二委員**) 市民が電話したってわからないというわけだから。現にそれが起こっているから、 機能していないということは間違いない。

(村山国子委員)本当に実践してほしいというところが一番ですよね。一応計画の中には入ってはいる。

(梅津一匡副委員長) あとは、対策が始まったばかりというところもあるとは思うのです。だから、これからの方向づけとして、我々の課題認識と当局との課題認識というのをある程度同じ方向性に、本当はしていくのがあれなのですけれども、筋なのですけれども、残念ながら明確なその方向性というのが現段階ではちょっとまだお示しいただけていない状況にあるということで、前回の委員会でもお話をさせていただいたところですけれども、ある程度こちらのほうから、こういう事例もあったから、こういうことをやったらどうだというふうな、そういう提言の手法でいくしかないのかなというようなところなのです。何とも苦しいところではありますが。ただ、この対策1、2、3の中に、ある程度我々の見てきた先進地視察のところを落とし込んで、その体制とかも含めて皆さんで協議していけば、ある程度しっかりとした、ある程度なんて言ったら大変語弊がありますけれども、しっかりとした提言につなげられるのかななんていうふうには思うところではあるのですけれども。我々の取り組んでいないところを視察先の3市は実際進めているわけですから、そういった形での落とし方しかないのかなというところなのです。ただ、当然それに対応できるような組織づくりというか、体制づくりというのも当然当局のほうには求めていかないと進められない事案ですから。調査にしても何にしても、今のような状況では厳しいと思いますので。どうだい。

(村山国子委員)計画つくって満足したみたいな、まだそこの段階かなみたいな、こういうちょっと きついのですけれども。まだ。だから。

(梅津一匡副委員長) ちょっと言葉はきついですけれども、始まったばかりといえば始まったばかり かなと。

(村山国子委員) だから、本当にそれが回っていくようにやっていってほしいというのでね。

(梅津一匡副委員長) 我々が背中を押すくらいで。

(白川敏明委員)また話戻すようで申しわけないのですけれども、何かまだ福島のほうへ行って、空き家の所有者がどうのこうのではなくて、かえって周りの人たちが、私が相談されるのも所有者からは1人しかないのですけれども、あとは周りの人の集まり、いわゆるクレームなのです。だから、そういうまだ段階なので、そっちのほうの意識啓発というか、啓蒙していけば、だんだんとそういうふうに変わっていくのではないかと、それは思いますけれども。

(梅津一匡副委員長) 認識ですよね。

(白川敏明委員) そうです。

(粟野啓二委員) それも難しいのだよね。結局本当にそうなのかとか、どこで調べるのだとなるから。

(梅津一匡副委員長)まずは、これでいうと発生の抑制の部分にかかわってくると思うのですけれども、市民個々人の空き家に対する意識というもの、西田先生の資料でもおわかりのとおり、空き家というものに対する意識というのがまだ市民全体の中で底上げされていかないと、こういう問題、幾ら窓口つくったとしても、正直なところ、相談に来る人がいない可能性だってある、ないとは言えないわけですから。

(栗野啓二委員) さっき白川委員言ったように、相談者が地権者そのままで来るのだったら楽なのだ そうです。ところが、今おっしゃったように、近所の人らがこれ何とかしてくださいよという相談の ときにどうするかという問題のほうが私は多いと思うのです、それが。だから、この計画表を見ても、 要するに基本的な施策の中に、今言ったように、相談窓口のあれを充実するとか書いてあるのだけれ ども、これ結局空き家対策係は1つなのです。だから、今まで行ってきた、視察してきたところはそうではないのだよと、総合的にやらないといろんな問題が解決できないのだよということまで僕らは 学んできたのだよね。その辺もやらなければならないという部分があるので、とにかく市民から、副委員長おっしゃるように、意識を持ってもらわなければならないことをまずやらないとということなのだよ。だから、何でもいいから、心配事あったらそこに窓口に相談できる体制をまずとらないと、意識高揚にならないのではないかなという。

(梅津一匡副委員長)あとは、意識を上げるための、例えば高崎の助成制度であったりとか、そういうような、目に見える形で、本来であれば、それが目標くらいの話なのかもしれないのですけれども、 走りながら考えるではないですけれども、そういう感じになってしまうのかな。

(**粟野啓二委員**)でも、このまとめにはそういうふうにポジショニングはうまくいっているかなと思うのです。入り口だけがうまくいっていないのかなと私は思うのですけれども。

(梅津一匡副委員長)入り口の整理ができれば、ある程度ここはどんと開通できそうな気はするのですけれども、一番はそこなのですよね。相談に来る人が。

(須貝昌弘委員) 今いろいろ話出てきているのですけれども、要はこういう体制が、民間団体が連携して、こういう体制はできたのだけれども、まだはっきり言って会議も1度ぐらいしかやったことなくて、機能していないと。実際は、空き家相談会を開催したりとか、取り次ぎ、紹介とか、あと各団体の取り組みの相互発信をするのだというふうにうたい文句はあるのだけれども、実際まだ機能していないということと、それがもし機能したとしても、市民にとっては、生活者にとってみれば、それは別問題だね。生活者は、市民はこういうところで困っているから、こういうところで、では相談に行こうといったときに、ここでもやっていますよ、ここでもやっていますよはだめなのだよね。そうではなくて、さっき粟野委員言ったように、総合相談窓口がなければならない。その市民が困ったといったことに対して、それを全部すみ分けて、これはこういうふうにしてやればいいのだというような、そういったことをきちっとやってあげないと、たらい回しになってしまうのだ。それはあっちに

聞いてくださいとか、そうではなくて、その窓口に行けば全部解決するような、めどが立つような、 そういうものをやりながら、意識啓発をどんどんやっていかないと、同時並行でやっていかないと、 なかなかこういうものは機能していかないのではないのかなと思います。

(梅津一匡副委員長) 再三粟野委員からも出ていますけれども、庁内での連携であったりとか、栗野委員とか鈴木委員から出た、庁内での連携、横串、縦串がしっかりしていないと、ある程度この問題というのは空き家対策の部署だけでは解決できない問題なのかななんて思うのです。白川委員もおっしゃいましたけれども、言ってくるのは近所の人とかですよね。近隣の方が心配でということが多いので、そういったものがどこに上がってくるかというふうに考えると、例えば支所であったりとか、民生委員さんであったりとか、そういうようなところにもある程度チャンネルがないと、この対策というのはちょっと難しいと思うのです。

(須貝昌弘委員) 委員長も今言われたように、そういったいろんなところで今度いろいろかかわってきて、いろんな情報が入ってきて、それをきちっとまとめて、それを解決に結びつく、そういう窓口がないと、庁内だけではなくて、庁内のポストが今度いろんなこういう団体ありますね、それと連携とりながら、こういう問題が来ているということで、きちっと定期的に会議を開いて、こういったことはやっぱり強化していかなくてはならないのではないかとか、そういう情報交換しながら少しずつやっていかないと、最初からぼんとやって、100%だ、万歳というのはならないわけだから、そういった積み重ねをやっていくためには、まず市が前面に出て、責任を持って取り仕切っていかないと、あと状況がまた出て、いろんな状況が出てくれば、それはそのときに応じて見直ししていけばいいわけだから。まずは市が責任を持って、全て、総合窓口を設けてやるということが大事ではないですか。

(梅津一匡副委員長)そういった意味での包括協定であってほしいのですけれども。本当にそこは。

(粟野啓二委員)いや、だからさっき言ったように、利害が絡むところはなかなかそうはいかないよ。

(鈴木正実委員) 今みたいに総合窓口としての存在といったときに、高崎市の例の建設部の建築住宅課、ここだけ三、四名で全部こなしているという事例があったわけで、やっぱりこういう窓口、三、四名でも全部できますよというようなところがやっぱりこの庁内にあれば、そこが中心となって、庁内にも振り分けたり、庁外にも振り分けたりという、そういうことが可能になってくるのだと思うのです。だから、私非常にメモをとる段階で一番気にしていたのは、三、四名で大丈夫なのかと、いや、大丈夫なのですよ。

もう一つは、特別連絡会開いているのかと、いや、そういうこともやらなくたって大丈夫なのですよ。その裏打ちになっているのが高額の解体費用の補助であったり、事業に対してのPRだったり、そういうことが全てここでわかっているから、できるのだと思うのね。そういう権限があるような部局が1カ所あって、しっかり振り分けができるという、その体制づくりを、高崎市なんかを参考にしながら、まとめ上げてはどうだという提言なんかは大事なことなのではないかなと思うのですけれども。

(村山国子委員)関連して。庁内連携という点では、例えば高崎市なんか、親が亡くなって、子供が 県外に住んでいて、その人が所有者だというのにもやっぱり税金関係とかでこういう助成制度ありま すよみたいな手紙出していたではないですか。でも、多分福島市は所有者がわからないで終わってい る可能性ってあるのですよね。だから、ちょっと踏み込んで、やっぱり庁内連携をやって、所有者も きちんと見つけ出してみたいなって、そういうちょっとやっぱり、一歩引くのでなくて、ちょっと踏 み込んで行きつつ庁内連携を進めていくというのは大事なのかなという気がします。

(川又康彦委員)私も協定との、福島市とのかかわりの仕方というところで、先ほど鈴木委員から窓 口を市にして、そこから仕分けをどうするかという話があったと思うのですけれども、いただいた資 料でいうと、協定のほうに参加しているところでうまく機能するのではないかなと思われるのという のは、適切に管理されていない以外の部分ではないかと思うのです。もうどうにもならないのは民間 ベースでは何ともならないので、多分。最終的に更地にすれば販売とかというのは可能かもしれませ んけれども、そこに至るまでの仕分けという言葉なのか、協定と福島市役所で、例えば協議会をつく るにしても、そこで機能するというのは、最後の部分というのは機能しないのではないかと私は思う のです。なので、そこのすみ分けの部分を協定結んでいる団体さんときちんとやっておいて、福島市 ではこっちの管理されていないほうについてはやりますよと、窓口、最初の窓口は一本化して、いつ になっても最終的にもここは市がやるしかないという、そういうすみ分けを本当に決めていかないと、 協議会つくっても、結局本当に困っているのというのは、先ほども周りからクレームが来たりすると いうのは、この適切に管理されていないところが、行政上費用をかけてでも、やるべき対策をとらな ければならないというのはこちらが中心なのではないかと思うのです。変な話、空き家に税金かけて もいいのではないかぐらいの、それぐらいの感覚でいないと、空き家として持っていらっしゃる方に 対しての意識啓発というか、それも、こういう助成制度がありますよというのを言ったぐらいでは多 分難しいのではないかな。税かけるというのはいい、悪いは別として、本当にそこで行政がコストが 発生してくるのであれば、ごみの収集の有料化の問題ではないですけれども、何らかのコストを空き 家を持っている方も負担してもらうような、そういった部分が、参考人招致だと、前にデポジットみ たいな形で、最初に購入する際にお金を積み立てるみたいなのがありましたけれども、何らかそこま でやらないと、この適切に管理されていないという部分については対策が難しいのではないかなとは 思うのですけれども。

(粟野啓二委員) そうすると、やっぱり空き家バンク調査する必要あるということか。

(川又康彦委員) 空き家バンクという形だと、多分流通しないと思います。

(**粟野啓二委員**) だから、何らかの形でそれを把握しなければならないじゃない。行政として。その 辺の手法なのだと思うのです。国が言っている空き家バンクをつくったのに対する補助はやるとかと いう補助事業は、この間新聞に出たように、あるわけです。つくらないところはやらないのだよと。 そういうのは行政は今度狙うわけです。予算を確保するのには。だから、どう狙っているのかという のを確認しておかなければならない部分はあるのかなという。おっしゃるとおり、そこだけだと思う のだ。行政が絶対にやらなければならないところは。ただ、高崎はそれすら空き家バンクつくらなく ても、そういうので対応できたという。だから、どっちがいいのか。

(川又康彦委員)逆に言うと、空き家バンクってこの上の流通、活用の促進の部分だと思うのです。 なので、私もその空き家バンクの有効性というのは、やったものの、こういうことをやりましたよと いう実績づくりにはなるかもしれませんけれども、実際の効果的な部分では、年に五、六件は多分な るかもしれませんけれども、そういったものを目指すべきなのではないのかな、違うところを目指す べきなのではないかとは思います。それが高額な助成制度をやるべきなのかという部分になると、税 金の話に戻るけれども。

(**粟野啓二委員**) リノベーションという問題もあるから、どっちに行くかという問題があるのだけれども、入り口的にはそうかもしれないね。

(鈴木正実委員) 高崎市ばかり出して申しわけないのですけれども、やっぱりあそこでやらなければ ならなかったことというのは、東京に行ってしまって、もうここには誰も住まない家なのだというの が明らかになっている。だからこそ、取り壊して、もう自分は戻ってこないのだから、すっきりした いという、そういう考え方があって、そこに対して高額の補助金が出ているということなのだと思う。 それによってようやく動き出したという説明もあったし、やっぱり今考えなくてはならないのも、年 とってから戻ってくる場合にはきっちり管理してくださいね、戻ってくるまでと言える。でも、戻ら ないというのまでどこまで管理できるかというと、多分私が住んでいればいち早く取り壊して、もう 売却したいとか、そっちの方向に行くような気が私はするのですけれども、自分の感覚の中では。そ うすると、そういうはっきりした高額の助成も、市の税金を使ってどうだという話でも、そこは高崎 の市長が言ったみたいに、何か1つ目玉がないと動かないのだという、そういう発想ができるかでき ないかではないかなと思うのです。やっぱりそこまで踏み込んで福島市がやろうとしているのかどう か。さっきから粟野委員もおっしゃったけれども、福島市が空き家をどうしたいのだかというのが全 然さっきから見えてこない。ここでしゃべっていても、なかなか見えてこない。きっちり管理をして、 将来的には戻ってきて住んでもらいたいのか、管理できなくなる前にきちっと処分をして、流通に回 してもらうのか、もう管理できないような体質になったものは、もう取り壊して、それを更地として 処分していただくのかどうかとか、何かその辺、もう一つ上から見た仕分けの仕方というよりも考え 方が明確でないと、なかなか議論していても、我々はもうテーブルの上で議論になってしまっている けれども、市はまだこの上のほうにいるだけで、全然落とし込めていないのではないかなという感じ がするのですけれども。

(**粟野啓二委員**) そのとおりで、だから方向性が見えてこないのです。結局今言うように、この家は もう誰もいなくて、息子らは出ていって、あとは空き家になるのだよという、ではそれをどうやって 把握するのだと、まず行政は。どこで、不動産屋とか何かでもできないわけだ。行政がやるしかない のだから、それが空き家バンクというものなのか、それとも別にそういうものを把握しながらやっていくのかというものも見えてきていないというのも、おっしゃるとおり、行政としてどっちに行きたいのだというのがわからないかなというのはあるな。

(川又康彦委員)本当にそのとおりだと思いますし、それに今まで視察というのか、そこを重ねてきて、それの非常に強い有効性と、どうなのかなという部分も感じた部分も多分あったのだと思うのです、それぞれ。それは人それぞれ。ですので、視察の部分で、一番最初に副委員長、視察で少なからず一歩先を行っているので、そのことについて提言としてまとめられるのではないかというお話あったのですけれども、私は逆に、それを見てきたからこそ、こういう方向よりはこっちのほうが有効性が高いのではないのというところで、もう絞り込んでしまって、こういう方向でいったらどうですかというような提言というのもありなのかなとは思うのですけれども。

(**粟野啓二委員**) それをやれるのだったらいいのだけれども。例がちっちゃいから、まだ。サンプルが。

(梅津一匡副委員長) 決め打ちができる方向性というのが見えていれば、いけるのです。なので、何か苦しい私の答弁でございますが。何か詰められている感じがするかなと。何とも本当に苦しいのです。本来であれば、川又委員おっしゃるような方向性をしっかりと、この方向に行くのだという決め方でいくのが常道なのです。

(須貝昌弘委員)委員長、市がおくれているのだから、こっちはもう進んでいるのだから、こっちは 先進事例見てきたのだから、それで気がついたことをやっぱり市のほうに提言すべきではないですか。 (梅津一匡副委員長) いいにつけ、悪いにつけ、川又委員言うような、こういう方法もあるのではな いのというところも含めて、当然。そこはそうしていきたいと思いますけれども。ただ、こうだとは 言えないので。

(栗野啓二委員) ただ、そこまでやるとすれば、ちょっとサンプル足りないのではないかなという気がするのね。ということは、リノベーションのほうも成功しているところというか、ちょっと資料なかったという部分、川又委員言うように、余りイメージよくなかったのでというのもあるから、だから何か違う、もう少しというのも、そこまでいくのだったら、ちょっと見聞を広げたい部分があるのかなという気がするのです。ただ、また時間的な問題とか何かあるので、これは一概に言えないのだけれども、ただ今空き家の問題で、マスコミ報道でやっているのというのはやっぱりみんな補助制度がメインみたいな感じがするのです。結局行政がやってしまうのだよと。だから、そのための調査をやるのだよと、先にという入り口が何か多いような気がするのだけれども、そういう形のもので、市は、提言する前に、何かまだはっきり、この計画だけでは読み取れない部分がちょっとあるなという気がするのです。だから、正式に部署が決まって配属されたのだろうから、1回聞いてみたほうがいいのではないかなという気はするのですけれども。どうなのと、今までのこういう話をぶつけて。でないと、空振りになる、当局がまるっきり何も考えていないようなことをやっても、余りインパクト

がないような気がするのだけれども。

(梅津一匡副委員長)都度確認はしているつもりでございますけれども、そういうふうなことでは。 ところが、出てこないので。本当にそこが悩ましいところで、皆さん本当に聞きたいというのは十二 分にわかるのです。ぶつけたいと。そのお気持ち十二分にわかるのですけれども、いかんせん出てこ ないのです、本当に。

(川又康彦委員) この計画、昨年3月に策定されたもので、空き家バンクってやっぱり入っている、 多分やりたいのだと思うのです。だから、それを否定することはないと思うのですけれども、つまり ウエートをどこに置くのということを提言するべきなのではないかと思うのです。そこの部分。

(粟野啓二委員) そこを提言するか。

(川又康彦委員)だから、それは否定する必要はなくて、やる気になっているのだから、それはそれでいいとは思うのですけれども、ただそれをやって、それで、はい、終わりよみたいな、そういうウェートのかけ方ではなくて、見てきた中で、視察を重ねてきた中で、本当に管理不全になる空き家を減らしていきたいという部分が重要なのであれば、どこの段階にウェートを置くのかというのを提言として出していくというのは十分できると思うのです、この計画を踏まえた上で。

(梅津一匡副委員長) 現段階でのウエートというふうに考えると、きょう出させていただいたこの資料1で考えると、1番は、入り口は広報と抑制なのかなというふうに思うところがある……

(粟野啓二委員) いや、この計画はそうだよ。計画がもうそう。対策はないから。

(梅津一匡副委員長) ところが、やっぱりまだそこが見えてこないというのが我々のもやもやでもあるし、明確にこうだと言えない部分はそこなのかななんていうふうに捉えるところなのです。我々の提言とか、委員長報告の主軸というところの話にもなるかもしれないのですけれども、今の川又委員の発言というのは。だから、我々自身もどこにウエートを置いて提言をするのかというところも、ある程度今はもう見えてはきましたけれども、それぞれの見解あったら、さらにちょっと話していただければななんて思うのですけれども。入り口論だと思うのです、まず。

(村山国子委員)市の計画を見ると、お金は余り使わないでやっていこうみたいな、そういう感じが受けられるのです。そうすると、やっぱり予防、そういう空き家が広がらないようなやり方をしていこうという感じが見受けられるのです。だから、ううん、そうかなと、そこにやってしまっていいのかなと、そう思うのです。それでは市の考えに乗っかってしまって、それで終わりになってしまうような気がするので、やっぱりもうちょっと一歩進んだ提言はすべきでないのかなと。

(梅津一匡副委員長) 当然ですけれども。

(村山国子委員)ここにやってしまえば、やっぱりお金余り使わないでやりましょうみたいな、そうなってしまうような気がするのです。

(粟野啓二委員)今年度も予算ないのだから。

(梅津一匡副委員長) 今私がちょっと言わせてもらったのは、あくまでもその軸としては、広報の部

分であったり、あと発生抑制の部分が軸であって、それをさらに進化させるためには、より深いものにするためには、リノベーションの関係であったりとか、助成の関係を使った広報の充実であったりとか、あと対策であったりとか、そういったところというようなニュアンスをちょっと私は言わせていただいたつもりだったのですけれども、済みません。言葉足りなくてあれだったのですけれども。そういう方向性でいいのかななんていうふうに今協議しながら感じるところなのですけれども。

(粟野啓二委員) この空家対策計画に沿った形でのまとめになるのだね。

(梅津一匡副委員長)沿った形ではあるのだけれども、市が全然まだ手を出せていないところという 点……

(**粟野啓二委員**) だから、もちろん。だけれども、無視していないわけだから、それを一応了としているわけだから。その方向では間違いないと思うのだけれども。こっちの計画を無視してというわけにいかないから。出してしまったのだから、これ先に。

(梅津一匡副委員長) 現段階で流通したり、そういうところでこの空き家対策というのが機能して流通しているというわけではないですから。そこを考えると、やっぱり対策の2と3というところは、対策1をより補強するという意味合いの対策、提言というような形になるのかなと捉えるところなのですけれども、それくらいしか落としどころ、ちょっと今のところ私の頭では浮かばないのですけれども。

(**粟野啓二委員**)要するにさっき川又委員言ったように、管理ができているところはいろんな利活用ができていると思うのです。売却したり、更地にしているなら。そうでないところの部分は、やっぱりどこかに骨として、小骨でもいいのだけれども、入れておかないと、この協議体の云々という部分はちょっと置いておいて。でないと、置いておいて、そこが一番の骨になってくるのではないかなと思うので、そこだけは押さえておいたほうがいいのではないかと思うのです。行政ができるのはそこだけだと思っているから、俺も。

(白川敏明委員) 所有者を把握するということですよね、絶対に。追及もしていくという。個人情報 や何かってありますけれども、これは。

(梅津一匡副委員長) そこなのですけれども、どこまで踏み込めるかというところはやっぱりちょっと……

(栗野啓二委員)でも、それは行政しかないのだよ。民間では踏み込めないから、絶対に。

(梅津一匡副委員長) 考えてもらわないといけないわけですけれども。我々が踏み込めと言うものでもないとは思うので、ちょっとここがデリケートな問題かななんて思うのですけれども。結局除染の関係でも結構問題になったではないですか。所有者不明のという、結局未除染のところというところとかも。では、やらなかったのかいという話になってしまえば、まだちょっと違う方向性に行ってしまいそうですけれども、特定の方法はあると思うのです。あるけれども、ただ踏み込まなかったというところもあるのかななんては思うところは。

(村山国子委員) もし何かやる気になれば、どこまでだって探せる。

(梅津一匡副委員長)本当に危ないような特定空家とかだったら、当然そういうような措置はしても らわないといけないわけですし。ただ、そこに行く前の段階で何とかしてほしいというのが我々の。

(**粟野啓二委員**)本来はね。でも、結局特定空家って市が認めた場合はもうそうなのだよ。結局やばいのだよ。

(梅津一匡副委員長) そうなる前に当然、近隣の方だっていろいろ言いたいところですけれども、今はどこに言いに行っていいかわからないというのが今のこの、言ったところで明確な答えがもらえないというところが今の課題なのかななんていうのは思うのですけれども。町会長に言っておくからとか、そのくらいになってしまっているのかもしれないですけれども。

(粟野啓二委員) 結局いわゆる入り口、そこがないとだめなのだよ。入り口がないと。

(梅津一匡副委員長) 落としどころとしてはそういう考えをちょっと副委員長としては思っていたと ころでした。

(粟野啓二委員) それでいいと思うよね。入り口をまず見つけて。

(梅津一匡副委員長) この方向でいきたいとは思いますが、一番は……

(**粟野啓二委員**) だから、副委員長、この資料1というの、僕らの今までのやつがある程度こういう ふうに中に入っているわけだから、これを入り口どういう形で持っていくかというのを入れれば、何 かある程度形になるのではないかなと思うのだけれども。

(梅津一匡副委員長)資料1のこの矢印づきでなっている、どのような手法により意識啓発を行うのかとかというふうに、こういうふうに1個1個疑問点というのを洗い出させていただいているので、それとこの資料2が……

(粟野啓二委員)資料2が、整合性できているから。多分そうやってつくったのだろうけれども。

(梅津一匡副委員長) ただ、手法1イコール対策1ではないので、そういうところも含めて。これはこうではないのかなとかというのをあればというような頭出しでやりたかったのですけれども、ちょっと何か、それ以前の話になってしまって、ちょっとあれだったのですけれども。本来であればここを一番ちょっと、わっといきたかったところなのですけれども。

(村山国子委員) 大体振り分けられているよね。

(鈴木正実委員)きれいに振り分けられていると思います。

(**粟野啓二委員**)なっているけれども、一応対策と手法が、確かに番号で合わないことは間違えるな。 だから、それはどうするかは別にしても。

(梅津一匡副委員長)全部イコールになっていれば、すごく整理しやすいところなのかもしれないですけれども、いかんせんこれ複合的な課題なので、ちょっと何ともまとめ切れていないところはそこなのです。

(鈴木正実委員) この資料2の手法の関係、このグレーで書かれているスキーの板みたいな、この3

つの項目見ると、例えば対策1にも3つが当てはまる、対策2にも3つが当てはまるのです。3、4に関しても、これは同じ。その中でここに当てはまっている中身を今度振り分けていくだけで、1に対して手法がこれだというのが出てくるのではないかなと思って見ていたのですけれども。

以上です。

(梅津一匡副委員長) そういうことなのですけれども、そういうことなのだけれども、それをここだけで考えていいのかというところが委員会なので。

(鈴木正実委員) いいのではないですか。

(村山国子委員) これだけ出ているのだもの。

(梅津一匡副委員長) 皆さんの意見をもとにつくっているわけだから、あれなのですけれども。

(粟野啓二委員) そうなのだよ。みんな入り込むのだよ、これ。

(村山国子委員) これだけちゃんとなっているのだから、大丈夫。

(川又康彦委員) いただいた資料の2の手法、大見出しで入ってしまっているので、あれなのですけれども、エリアごとの施策という部分、話の中でエリアという部分と、この中に途中でトリアージという形で書いてありますけれども、それが一緒になってエリアというふうに表現されてしまっているのだけれども、エリアでやるのも必要な部分だと思うのですけれども、先ほどの話の中でも、管理されている、されていないという、トリアージという言葉も余り好きではないのだけれども。管理されている度合い区分というか、エリアでやるというよりは、そっち側ごとの施策のほうが私はいいのかなとは思うのですけれども。

(梅津一匡副委員長) 例えば奈良市さんとかだったら、そのエリアという感じで、ざっと分けた部分 はありますけれども。

(川又康彦委員) エリアでやってしまうと、郡部のはもうやらないと、放っておくよと、何もしないというぐらいの感覚だったので、そういう、だからエリアごとの施策というのもそんなに一番大前提にやる必要もないのかなと。中山間地だけやる気になっているのであれば別だけれども、そうではないとは思うので。

(梅津一匡副委員長) あくまでもそれぞれの物件ごとの対応という形になるのかもしれないですけれども、何でそのエリアというのをあれしたかというと、やっぱりいきなり全市的にやれとなっても、ちょっと無理があるのかなというところは今まで皆さんと協議しながら出てきた意見の中でもあったと思うのですけれども、だから例えばモデルケース的に町なかだけちょっとやってみるとか、あとは徐々に、それを市全体のものにしていこうというような手法論というのも一つなのかなというようなことは前々から皆さんと話していたところなので、そういうことをちょっと入れていきたいなと思うところでございます。

(鈴木正実委員) いいのではないですか。

(粟野啓二委員)提言するときには、ちょっとテスト的に市内だけやってみましょうというのを提言

すると。

(須貝昌弘委員) 中心市街地だけまずやってみるとか。

(梅津一匡副委員長)でも、みんな納得しているけれども、これ今まで協議したことを俺言っただけですから。そういうのが欲しいの。もっと具体的なものが。そういうことで、川又委員のその思いというのも考えておるところです。

ほかございますか。この手法に関して気づいたこと。

(**粟野啓二委員**) 鈴木委員言ったようなことで見ると、本当にそうだよなと俺も実は思ったの、今。 言われて、あっ、なるほどなと思ったよ。

(梅津一匡副委員長) はめていけばいい話なのかもしれないですけれども、文節的にどういう組み方にしていくかというところもやっぱり報告をするからには、だって発生の抑制についてでございますが云々という以前に、その現状の分析であったりとか、そういうような組み立て方もいろいろあるものだから、ちょっと悩ましいの。

(鈴木正実委員) 現状は手つかずの状態であるのだから、そういう状態だということで、こっちの抑制だ、活用だというところに持ってくる。それで、その手法とすれば、当然その抑制の中にはエリアごとで見なくてはならない部分もあるし、民間と連携して強力にやらなくてはならないところもあると。活用促進に関しても同じだ。町なか、駅前通りとかでの活用の仕方と飯坂町の活用の仕方、中野の活用の仕方、それぞれ違うはずで、やっぱりそこにもエリアごとの施策というものが存在をして、そこも民間の力が入って、不動産屋さんが入ってくるのだ。そこで、結局そこに住みたいという人がそのニーズを出してくるから、そういう対策になっていって、全体とすれば活用の促進につながるのですよ。これから一番懸念されるであろう特定空き家に関しても、やっぱり周辺の人が、これって危ないのではないのか、通学路だけれども、どうなのだとかという話が上がってきた段階で、これをどうする、要するに取り壊す以外ないのだとなれば、これは市の権限しかないのだと思うのだね。その土地が例えば売却ができるということであれば、当然民間に壊してもらって、民間で、あなたがそこを造成して売ってくださいねという話になれば、またそれは、所有権の問題だ云々抜きにして、そういうふうにつながっていくのではないのかなと思うのです。

(梅津一匡副委員長) そこなのですよね。個人の財産に対し、どのような基準で市がかかわるのかという対策3のところに書いてあるところなのですけれども。

(鈴木正実委員) それは、市の顧問弁護士とかが入って、きっちりした管理の体制は多分整っているはずなのです。だから、それを確認するとか、そういう形であって、あとは調整区域であれば、そんな売却できるわけないので、ただ更地になってしまうだけというのも出てくるわけです。だから、やっぱりそれはエリアごとにどういう対策があってどうなのだというところまで含めて、権利の問題にしても何にしても、そのエリアに関するところまで全て分かれていくというのを考えれば、全て、この柱は、対策の①、②、③、これで市のほうではきちんとした窓口一本化して、頑張ってくださいね

ということでしか言いようがないのではないのかな。

(梅津一匡副委員長) そうですね。

(白川敏明委員)委員会からの提案としたって、だからつまり区分けと助成と連携しかないのではないですか。これ、つまりそれなのです。

(粟野啓二委員) 骨がそうだよね。

(梅津一匡副委員長)基本としてはそこで、かつ包括協定は包括協定でちゃんと進めなさいよという 入れ方くらいしかないのかなと思うのです。包括協定は包括協定で一応考えないといけないから、そ れはそれで。

(粟野啓二委員) 市が絡んでいるからな。

(梅津一匡副委員長) 市が絡んでいるわけだから、その中でのどういう役割なのかというところもは っきりと今後示してもらわないと。

(粟野啓二委員) その協議体はそれだけでいいな。入る部分。

(梅津一匡副委員長)結局は、やっぱりこの協議体だけだと、相談者がどこにいるかがわからないではないですか。だから、どういう形で市民の負託に応えるのかというところを明確に示してもらわないことにはその意識も上がっていかないしというところだと思うので。

(鈴木正実委員)目指せ、高崎バージョンです。

(川又康彦委員) 桁が1個違ったりする。

(梅津一匡副委員長) 思うのだけれども、壊せば売れるではないですか。都市として、あっちは行け 行けどんどんだから、壊せば売れるではないですか。壊したらちょっとどうなるかわからないという 状況だとね。

まず、ちょっと皆さんに相談なのですけれども、今この資料2の手法1のところは、ある程度、エリアごとの施策というところの矢印の出ているところ、福島市において区分けを行うとなると、どのような目的で、どう区分けを行うのかというところはある程度今もう協議でクリアできたと思うのですけれども、次の手法2のところのこの矢印のところもちょっと考えていかないといけないのかななんて思うのですけれども、対策のところに落とし込むにしても、ここの疑問をまずクリアしていかないとかななんて思うのですけれども。どういった民間団体と何を連携すれば効果的なのかとか、この辺は、でもあれだよね。

(粟野啓二委員) これは協議体しかないのだよ。

(梅津一匡副委員長) 協議体を進めろということでよろしいですよね。

(須貝昌弘委員) ここで機能してもらわないと、ここが。

(梅津一匡副委員長) 2番目の矢印も同じようなことかと思うのです。 3番目の矢印、この市民と一緒に取り組むにはどのような手法が考えられるかというところ、ここのところなのですけれども、ここは浜松市のリノベーションみたいな、そういうような形での意識啓発というのも一つの市民との取

り組みでもありますし、あとはやっぱり近隣の皆さんが危ないなと思う物件を市のほうに言ってくれるというのもこれもまた一つの市民との協働の取り組みなのかななんていうふうに今協議しながら思うところですけれども、それ以外に何か市民と一緒に取り組むにはこんな手法、今まで調査してきた中であったではないかというのがあれば、振り返りながらちょっと。

(鈴木正実委員)副委員長、まさに浜松市にしても、高崎市にしてもそうだけれども、窓口的なところがあるから、市民と一体になってやれるわけです。

(梅津一匡副委員長)では、そういこうね。窓口をつくることがまずは手法だと。それ以降で私が言ったような感じになると。

(鈴木正実委員) そこから下にレベル1、2、3でリノベーションがあったり、売却があったり、また貸し家として貸すのだとかという、そういういろんなパターンが出てくるのであって、まずはここの入り口のところが、本当に市民と一緒になれる窓口、これがまさに1つなければならないという感じがするのです。

(梅津一匡副委員長) 段階を踏んでステップアップしていくような。

(粟野啓二委員) そうだな。それがないと何もできないな。入り口がないと本当に。

(鈴木正実委員)いわゆる主語は福島市行政の窓口、それがどうしたというふうになってくるのだね。

(梅津一匡副委員長) こういう言い方はおかしいかもしれないけれども、今後の市のステップアップ 計画みたいな感じで我々の提言はなるのかななんて、ちょっと今聞きながら思ってしまったところな のですけれども。

(村山国子委員) 庁内連携と言いつつ連携になっていないのですよね。

(梅津一匡副委員長)だから、そういったところも含めて、きょう一番最初のころに話し合った、協議した点ですよね。そこですよね。窓口の関係ですよね。では、そこはそういうような感じで、ほかに……

(粟野啓二委員) 手法3はこのとおりだろう。

(梅津一匡副委員長) 手法3はこのとおりなのだけれども、ほか、補強あれば。

(川又康彦委員) その市民と一緒に、前の委員会のときにもお話ししましたけれども、普通の人は、一本化は重要だとは思うのです。それもあって。ただ、市民の人が市役所の本庁に来るって結構ハードル高いと思うのです。多分うちのおやじなんか来たことないし。支所には行く、ただそのかわり。なので、支所を1つ目の窓口にして、そのかわり何かあったら、本庁の一本化した窓口から来るか、何かやらないと、いきなりここに来るというのは難しいのではないかなと私は思うのです。

(**粟野啓二委員**)支所も4大支所だとそれに対応できるけれども、そうでない支所の場合は、これは難しいと思うよ。それだけのキャリア持っている人いないから。

(村山国子委員) 支所を入り口にして、本庁でやっていますからと言って。

(鈴木正実委員) たらい回しだ。

(村山国子委員)でも、そこでなかなかやっぱり難しいですよね。

(梅津一匡副委員長)でも、それをたらい回しと言ってしまうと、もう何も、全部がたらい回しになってしまう。

(粟野啓二委員) 今の福島の場合は、4大支所は何とかたらい回しでなくてもいいけれども……

(川**又康彦委員**) いやいや、ここで解決するのではなくて、受けるのは支所で受けてしまって、では何日に本庁から人が来るから……

(粟野啓二委員) 移動相談所みたいな形のね。

(川又康彦委員) そうです。

(**粟野啓二委員**) だったらわかるけれども、それで本庁に振ったのでは余り意味がないような気がするから。

(川又康彦委員) それで本庁に振ってしまったのでは意味がないので。

(**粟野啓二委員**) だから、予約とって、担当者に来てもらいますと。こっちのほうの本庁の担当者の 少し組織も確認しないと大変だね。

(川又康彦委員) 現場も見るからとかという話で。

(鈴木正実委員) だから、結局ここに窓口が、一本化された窓口があって、初めに担当者がいるわけですよね。

(川又康彦委員) そういうこと。

(鈴木正実委員) だから、ここにつくるのが大前提なのだよ。

(川**又康彦委員**) そうして、各支所にそういうふうに来たらこっちに振ってもらえれば行って現地も 見ますよという流れをきちんとつくってもらうような。

(村山国子委員) それはいいね。

(川**又康彦委員)** それが市民と一緒にという部分はそういうのもあるのではないかなと思いますけれども。

(梅津一匡副委員長) 余り、でも具体的過ぎるから……

(川又康彦委員) 具体的過ぎるけれども。

(梅津一匡副委員長) 何ともそれをストレートに落とし込みたい気持ちはわかりますが。

(**粟野啓二委員**) それは、鈴木委員が言ったように、一本化にして、体制を拡充するという部分でいいと思うのです。その詳細な形では今川又委員言ったみたいな形のものがあるよと。

(鈴木正実委員)運用にしていくには多分川又委員言ったみたいな運用も必要だし、それ以外の運用 も必要だというふうになっていくのだと思うのですよね。

(村山国子委員)でも、そうかもしれないね。やっぱり高齢者がここに来て、敷居が高いというのは すごくあるものね。

(粟野啓二委員) だから、本当だと、総合的だったら、支所まで行かなくても、民生委員さんに相談

するとか、もう少しやると、余りそこまで行かなくても、いや、実はこういうので相談しやすい体制をつくるというのも一つのあれなのだけれども。わざわざ、本庁は別にしても、支所に行ってその話しするというのもなかなかかなり勇気が要るような話だと俺は思うのだけれども。それはちょっとおいておいて。

(梅津一匡副委員長) 手法3の部分については、どう整理するかとか、そういうところに関しては、結局は今のところはまだフレキシブルなわけだと思うのです。なので、この疑問については今後やっぱりそういう制度をまず設けるのか、設けないのかというところも当然これから提言していくから、当局のほうで考えるべき部分だと思うのですけれども。ここまでは悩まないでいいのかなとちょっと。ただ、助成の手法であったりとか、そういうところは十二分に、こういう事例があるのだから、ちゃんと研究してくださいというような形に、ちょっと弱い感じになってしまうかもしれないのですけれども、そういうことを入れ込むしかないのかな。それも一つの啓発ですし、あとは対策にもつながる部分ではありますけれども。

(粟野啓二委員)全体的にこれがうまくいったら必ずそこにいくわけだから。

(梅津一匡副委員長) 最終的にはここにたどり着くのだと思うのです。極論で言えば。個人でやるというのはなかなかちょっと無理があるとは思うのだよね。極論で言うと……

(粟野啓二委員) 個人でみんなできたら、特定空家なんてできないのだから。

(梅津一匡副委員長) そうね。それこそステップアップ計画ではないけれども、さっき言った、そういうような方向性というのもある程度入れ込んでいいのかななんて。そういう落とし込みでいいのかな。何かまとめになっていないまとめになってしまったような。では、いいかな。ひとまずこのような形で進めていきたいと思います。

では、これまで開陳された意見を正副委員長手元で改めて整理させていただき、次回の委員会において、まとまりました内容を委員長報告骨子案としてお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。だから、議論がしたかったのです。だから、協議がしたかったのです。

ここまでの内容で確認しておきたい点などはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(梅津一匡副委員長)では次に、その他に移りたいと思います。

さきの議会運営委員会においては、議会基本条例に基づき、委員会等の記録を会議録検索上で積極的に公開することについて決定し、公開を念頭に3月定例会議の常任委員会審査に臨んでいただいたところであります。今後につきましては、議会運営委員会において3月の各常任委員会における審査の振り返りを行い、その内容を共有した上で6月の委員会審査における留意事項を確認していくこととなっております。

そこで、本委員会における3月の委員会審査の状況について確認をさせていただきたいと思います。 私といたしましては、議題外にわたっての発言はほぼなかったものと捉えており、また委員からの発 言の取り消しまたは訂正についても取り扱いがなく、おおむね適正な委員会運営が図られたと思って おります。

参考までに申し上げますが、会議規則第109条、発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならない。第2項として、委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができるとされております。なお、第117条については、発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、または委員長の許可を得て発言の訂正をすることができると、このように規定をされておりますが、このような事例はなかったものかなと捉えておりますが、このことに関しまして委員の皆さんからご意見はございますでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(梅津一匡副委員長) それでは、ただいまの内容につきまして、議会運営委員長へご報告させていた だきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

そのほか委員の皆さんから何かございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(梅津一匡副委員長)なお、次回の委員会につきましては、4月23日月曜日午前10時より908会議室にて開催いたしますので、よろしくお願いをいたします。

では、以上で本日の建設水道常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時45分 散 会

建設水道常任委員長 大平 洋人